

マンション管理士田原事務所通信

2019年(平成31年)3月25日
第00065号(隔月発行)

発行者: 田原 啓次
住所: 広島市中区広瀬北町3-11 和光広瀬ビル
ソアラビジネスポート4階405号室
電話: 082-236-3420. FAX082-553-0137
Email: llcm.tabara.office@gmail.com
URL: http://www.ccm-tabara.com

「管理不全」予防へ条例案

条例案で、都知事が定めることとされた「管理不全」を予防し適正な管理を実現するための施策を具体化・推進するための総合的な計画、管理の適正化に関する指針は、新年度に入る4月以降に策定・公表する。

条例案の作成に先立ち都が行った意見募集ペブリックコメント)には13通50件が、寄せられた。

管理組合だけでなく、理事会の定義を求める意見もあり、都は理事会の役割等について指針において記載することを検討する一旨の考え方を示した。

条例は分譲マンションの管理不全を防止、適正な管理を促進するのが主な目的。関係者の協力のもと、管理主体の管理組合に対して行政が積極的に関わ

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

り」と明文化している業者、分譲事業者の責点が特徴だ。東京都に務を規定した。罰則規

2月20日開会の都議会 定例会に議案提出 管理状況届け出 来年4月から

年度内に公布・施行へ

東京都

1983年以前に新築された、6戸以上の分譲マンション管理者に管理状況の届け出を義務付ける東京都の条例案が2月20日に開会した都議会定例会に提出された。本会議での議案説明、常任委員会での審議を経て、3月28日の本会議で可決・成立する見通しだ。都によれば、年度内の公布・施行を見込んでいる。管理状況届け出制度は、来年4月1日にスタートする予定だ。

無人マンションに解体命令

滋賀・野洲市

4月にも 発令へ 行政代執行も検討

今年2月28日まで

滋賀県野洲市が、数年前から無人になって

的に解体を行わない

年1972年で管

的に解体を行わない

年1972年で管

年1972年で管

年1972年で管

年1972年で管

年1972年で管

年1972年で管

年1972年で管

年1972年で管

